

起 案 用 紙

作成課
水道局給水サービス部給水維持課

平成30年10月10日起案又は供覧	決裁者 課長	文書番号 水維第421号	
平成30年10月16日決裁又は供覧済み	作成年度 平成30年度	保存期間 3年	廃棄年度 平成34年度

文書分類
その他の行政文書（注1）

件名
撤去した水道管から検出された錆の分析について

特記事項

起案者 辻 俊太郎	電話番号 633-0174		文書主任	公印承認 箇所数（ 個）
--------------	------------------	--	------	---------------------

回議ルート

[1] 給水維持課給水維持係 辻 俊太郎 起案済	[2] 給水維持課給水維持係 和田 亮太 承認済	[3] 給水維持課給水維持係 小金井 猛 承認済	[4] 給水維持係長 佐川 俊二 審査承認済	[5] 給水維持課長 山口 司 承認済

起 案 用 紙

本文

1 趣旨

中期経営計画において、施策目標である「安全で良質な水」の実現のため、水道水の残留塩素の均等化を図り、水質管理を強化しています。

この取り組みの一つとして、老朽化した水道管内の赤錆を黒錆へ還元することで残留塩素消費を抑えることができるNMR装置について、平成28年度から約1年間、港南区港南中央に装置を設置し、検証を行いました。設置後の残留塩素減少防止効果は確認できませんでした。

本装置の効果を確認するため、同水道管の継手部分に発生した錆の成分分析を「撤去した水道管から検出された錆の分析について（平成30年6月7日水維第152号）」において、横浜市経済局工業技術支援センターに依頼しました。

前回調査において、成分について詳細なデータを得ることができたため、また、手数料の減免も適用されるため、金沢区寺前二丁目に1年半設置したものを、再度成分分析を依頼します。

あわせて、手数料・使用料の減免申請も行います。

2 検査依頼先

横浜市経済局工業技術支援センター
金沢区福浦1-1-1

3 検査内容

(1) 検査物品

撤去した水道管内の錆 2検体

(2) 検査内容

X線回折装置による定性分析

4 試験手数料

横浜市工業技術支援センター条例第5条に基づき、減免申請を行います。
@12,900円×2検体=25,800円

5 施行案

撤去した水道管から検出された錆の分析について（依頼）

6 施行資料

(1) 依頼書

(2) 手数料・使用料減免申請書

7 添付資料

(1) 横浜市工業技術支援センター条例

(2) 横浜市工業技術支援センター条例施行規則

第1号様式(第2条)

依 頼 書

平成30年 月 日

(申込先)
横浜市長

住 所 横浜市中区山下町23番地
日土地山下町ビル
申込者 氏 名 水道局給水サービス部給水維持課長
山口 司
電 話 045(633)0174

次の試験、分析、調製、研究、調査を依頼したいので申し込みます。

品 名	撤去した水道管内継手部分に発生した錆
数 量	2 検体
依 頼 事 項	X線回折装置による定性分析
提 出 材 料 の 有 無 (原材料提出のものはその明細)	有
結 果 公 表	不可
希 望 事 項	

(A4)

第3号様式(第6条第2項)

手数料・使用料減免申請書

平成30年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所 横浜市中区山下町23番地
日土地山下町ビル
申込者 氏 名 水道局給水サービス部給水維持課長
山口 司
電 話 045(633)0174

横浜市工業技術支援センター条例第5条の規定により手数料・使用料の減免を受けたいので、申請します。

依 頼 事 項	X線回折装置による定性分析
減免を受けようとする金額	@12,900円×2試料=25,800円
減 免 の 理 由	本市内部からの依頼による試験分析のため

(A4)

○横浜市工業技術支援センター条例

昭和38年12月25日

条例第44号

改正 昭和41年5月条例第26号

昭和50年12月条例第71号

昭和58年10月条例第48号

平成5年12月条例第80号

平成8年9月25日条例第46号

平成16年3月25日条例第32号

注 平成5年12月から改正経過を注記した。

〔横浜市中小企業指導センター条例〕をここに公布する。

横浜市工業技術支援センター条例

(目的及び設置)

第1条 中小企業の技術の向上及び発展に必要な試験研究、調査及び技術的支援を行うため、横浜市工業技術支援センター（以下「センター」という。）を横浜市金沢区に設置する。

(平16条例32・全改)

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 中小企業の技術及び製品等のデザインに関する相談に応ずること。
- (2) 中小企業等における製品（材料を含む。）、その製法又はデザインに関する試験、分析、調製、研究、調査及び指導を行うこと。
- (3) 中小企業の技術及び製品に関する研究開発に必要な助成を行うこと。
- (4) 中小企業の技術及び製品等のデザインに関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 中小企業の技術及び製品等のデザインに関する情報及び資料を収集し、分析し、及び提供すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(平16条例32・全改)

(手数料及び使用料)

第3条 センターは、依頼を受けて前条第2号に掲げる業務（指導を除く。）を行うときは、別表に定める額の範囲内において、市長が定める額の手数料又は使用料を徴収する。

(平16条例32・一部改正)

(手数料及び使用料の納付)

第4条 手数料及び使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の手数料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(手数料及び使用料の減免)

第5条 手数料及び使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和39年3月規則第22号により同年3月17日から施行)

(横浜市輸出工芸指導所設置並びに管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 横浜市輸出工芸指導所設置並びに管理に関する条例 (昭和23年5月横浜市条例第27号)

(2) 横浜市輸出工芸指導所手数料及び使用料条例 (昭和23年5月横浜市条例第28号)

付 則 (昭和41年5月条例第26号)

この条例は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則 (昭和50年12月条例第71号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和51年2月規則第13号により同年同月12日から施行)

附 則 (昭和58年10月条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市中小企業指導センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る手数料及び使用料から適用し、同日前の依頼に係る手数料及び使

用料については、なお従前の例による。

附 則（平成5年12月条例第80号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市中心企業指導センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る手数料及び使用料について適用し、同日前の依頼に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年9月条例第46号）

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市工業技術支援センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る手数料及び使用料について適用し、同日前の依頼に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

別表（第3条）

（平16条例32・全改）

種別		単位	金額
物理試験	環境試験	1試料24時間につき	8,500円
	皮膜試験	1試料1測定点につき	10,200円
化学分析		1試料1成分につき	2,700円
表面分析	定性分析その他の一般的なもの	1試料1測定点につき	17,300円
	定量分析その他の複雑なもの	同	52,400円
デザイン調製	グラフィックデザイン	1件4時間につき	16,700円
	プロダクトデザイン	同	19,200円
	商品企画デザイン	同	23,700円
機械又は器具の使用		1日につき	3,900円

(備考)

- 1 試験、分析又は調製について特別の材料、労力等を必要とするもの及び研究又は調査の手数料の額は、市長が定める実費相当額とする。
- 2 特に期限を定め急を要するものの手数料又は使用料の額は、表及び1に定める額の2倍の額とする。
- 3 市内に事務所又は事業所を有する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者以外の者からの依頼に係る手数料又は使用料の額は、表、1及び2に定める額の1.3倍の額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円に切り上げる。）とする。
- 4 市内に住所を有しない者又は市内に事務所若しくは事業所を有しない個人若しくは法人その他の団体からの依頼に係る手数料又は使用料の額は、表、1及び2に定める額の1.5倍の額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円に切り上げる。）とする。

○横浜市工業技術支援センター条例施行規則

昭和39年3月14日

規則第23号

改正 昭和51年3月規則第36号

昭和58年11月規則第109号

昭和59年3月規則第31号

昭和60年3月規則第16号

昭和61年3月規則第37号

昭和62年3月規則第32号

平成2年3月規則第16号

平成6年1月規則第6号

平成6年3月規則第41号

平成6年10月規則第102号

平成11年12月24日規則第109号

平成16年3月25日規則第34号

平成18年3月31日規則第84号

平成21年4月24日規則第55号

平成23年3月25日規則第27号

平成23年8月25日規則第77号

平成25年2月25日規則第21号

平成26年3月25日規則第15号

平成27年12月4日規則第84号

平成28年5月13日規則第73号

注 昭和61年3月から改正経過を注記した。

〔横浜市中小企業指導センター条例施行規則〕をここに公布する。

横浜市工業技術支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 横浜市工業技術支援センター条例(昭和38年12月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(平16規則34・一部改正)

(依頼等の手続)

第2条 横浜市工業技術支援センター（以下「センター」という。）に条例第2条第2号に規定する業務（指導を除く。）を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、依頼書（第1号様式）に依頼業務に必要な試料等を添えて、センターの機械器具を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、機械器具使用申込書（第2号様式）により、それぞれ市長に申し込まなければならない。

（平6規則41・平16規則34・一部改正）

（手数料及び使用料の額）

第3条 手数料及び使用料の額は、別表に定めるところによる。

（手数料及び使用料の後納）

第4条 次の各号の一に該当する場合は、依頼者または使用者は手数料または使用料を後納することができる。

- (1) 依頼業務または使用者の使用が終了しなければ手数料または使用料の額が算定できないとき。
- (2) 国または地方公共団体が依頼し、または使用するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（平6規則41・一部改正）

（手数料及び使用料の還付）

第5条 次の各号の一に該当する場合は、市長は、手数料及び使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 依頼者又は使用者が依頼業務開始前に、又は機械器具使用前に依頼又は使用の変更又は取消しを願い出て、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (2) 依頼者又は使用者の責めに帰すことができない事由により、業務を開始し、又は継続することができなくなったとき。
- (3) 条例別表（備考）2の規定により同表及び同表（備考）1に定める額の2倍の額の手数料を徴収する場合において、センターが依頼者の指定する日時に依頼業務を完了できなかったとき。
- (4) 徴収した手数料又は使用料が次条第1項の規定に該当するとき。
- (5) その他市長が必要があると認めるとき。

2 前項の還付額は、そのつど市長が定める。

（平6規則41・平16規則34・一部改正）

（手数料又は使用料の減免）

第6条 次の各号の一に該当する場合は、市長は、手数料又は使用料を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が業務を依頼し、又は機械器具を使用するとき。
- (2) 依頼を受けた業務が特に中小企業の振興に必要と認めるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定による手数料又は使用料の減免を受けようとする者は、手数料・使用料減免申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 手数料及び使用料の減免の額は、そのつど市長が定める。

（平6規則41・一部改正）

（成績書等の交付）

第7条 市長は、依頼者の請求に基づき、依頼業務の結果につき成績書（第4号様式）又は証明書（第5号様式）を依頼者に交付する。

（平6規則41・一部改正、平16規則34・旧第9条繰上）

（試料の処置）

第8条 依頼者が第2条の規定により提出した試料等は、これを返還しない。ただし、センター長において特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

（平16規則34・旧第10条繰上・一部改正）

（結果の公表）

第9条 依頼業務について、公表を望まない者は、依頼書にその旨を明記しなければならない。ただし、依頼業務終了の日から満1年を経過したときは、依頼者から、特に公表の延期または中止の申出がない限り、これを一般に公表することがある。

（平16規則34・旧第11条繰上）

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、経済局長が定める。

（平16規則34・旧第12条繰上、平18規則84・平23規則27・一部改正）

付 則抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和39年3月17日から施行する。

（横浜市輸出工芸指導所利用規則の廃止）

2 横浜市輸出工芸指導所利用規則（昭和23年5月横浜市規則第24号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づきなされた行為は、この規則の相当規定に基づきなされた行為とみなす。

附 則 (昭和51年3月規則第36号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後の業務の依頼及び機械器具の使用の申込みについて適用する。

附 則 (昭和58年11月規則第109号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市中小企業指導センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料及び使用料から適用し、同日前の依頼に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年3月規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市中小企業指導センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料及び使用料から適用し、同日前の依頼に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市中小企業指導センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料及び使用料から適用し、同日前の依頼に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市中企業指導センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料及び使用料から適用し、同日前の依頼に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年3月規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市中企業指導センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料及び使用料から適用し、同日前の依頼に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月規則第16号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年1月規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市中企業指導センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料及び使用料について適用し、同日前の依頼に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月規則第41号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成6年10月規則第102号）

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成11年12月規則第109号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市中心企業指導センター条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成16年3月規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市工業技術支援センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の依頼等に係る手数料及び使用料について適用し、同日前の依頼等に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市中心企業指導センター条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成18年3月規則第84号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市工業技術支援センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の依頼等に係る手数料及び使用料について適用し、同日前の依頼等に係る手数料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成23年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市工業技術支援センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料について適用し、同日前の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年8月規則第77号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市工業技術支援センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料について適用し、同日前の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月規則第21号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市工業技術支援センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料について適用し、同日前の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月規則第84号）

この規則は、平成27年12月7日から施行する。

附 則（平成28年5月規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市工業技術支援センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の依頼に係る手数料について適用し、同日前の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第3条）

（平16規則34・全改、平21規則55・平23規則27・平23規則77・平25規則21・平26規則15・平27規則84・平28規則73・一部改正）

種別		区分			単位	金額		
物理試験	環境試験	塩水噴霧試験機によるもの	依頼者測定による場合		1試料24時間につき	1,600円		
			その他の場合		同	2,900円		
		恒温恒湿試験器によるもの	依頼者測定による場合		同	900円		
			その他の場合		同	2,700円		
		キャピラリ電気泳動装置によるもの				1試料につき	5,200円	
		その他の環境試験	一般的なもの				1試料24時間につき	1,000円
			複雑なもの				同	3,300円
	皮膜試験	厚さ試験	蛍光X線膜厚計によるもの	一般的なものの	依頼者測定による場合	1試料1測定点につき	1,300円	
					その他の場合	同	2,400円	
					複雑なもの	同	6,100円	
					電解式膜厚計によるもの	同	2,700円	
		粗さ・段差測定	触針式表面形状測定器によるもの				同	4,100円
		摩擦・硬さ試験	ボールオンディスクによるもの（摩擦摩耗試験機によるものを除く。）		依頼者測定による場合	1試料につき	1,300円	
					その他の場合	同	8,000円	
			摩擦摩耗試験機によるもの	同	9,100円			
		硬さ試験機によるもの	同	6,000円				
密着性・付着性試験		摩擦摩耗試験機によるもの				同	10,200円	
	接触角計によるもの				1試料1測定点につき	4,300円		
皮膜抵抗試験	皮膜抵抗器によるもの	依頼者測定による場合			同	800円		

			その他の場合	同	1,100円		
	測色試験	測色計によるもの	依頼者測定による場合	同	800円		
			その他の場合	同	1,100円		
	透過率測定	分光光度計によるもの	依頼者測定による場合	同	900円		
			その他の場合	同	1,200円		
	膜厚・光学定数測定	エリプソメータによるもの		同	6,400円		
	表面観察	マイクロスコープによるもの	表面観察	同	700円		
			計測を伴うもの	同	1,100円		
		3D表面観察装置によるもの		同	1,000円		
	試験試料の作成	切削加工		1試料につき	1,300円		
		樹脂埋め・研磨加工	一般的なもの	同	4,100円		
			複雑なもの	同	9,500円		
化学分析	めっき液分析	金属等組成分析（添加剤の分析を除く。）		1試料1成分につき	2,300円		
表面分析	定性分析 その他の一般的なもの	電子線マイクロアナライザによるもの	定性分析		1試料1測定点につき	10,800円	
					1測定点の追加（同一試料に限る。）	4,500円	
					写真1枚につき	2,900円	
	一般的なものの	走査型電子顕微鏡によるもの	表面観察		1試料1測定点につき	5,700円	
					1測定点の追加（同一試料に限る。）	1,600円	
		定性分析	エネルギー分散型分光器によるもの	定性分析		1試料1測定点につき	8,400円
						1測定点の追加（同一試料に限る。）	1,600円
		X線回折装置によるもの	定性分析		1試料1測定点につき	12,900円	

	熱分析装置によるもの	同		1試料につき	11,800円
	フーリエ変換赤外分光分析計によるもの	定性分析	依頼者測定による場合	1試料1測定点につき	3,400円
			その他の場合	同	9,900円
	電子線マイクロアナライザ及びフーリエ変換赤外分光分析計によるもの	異物分析		1試料につき	16,700円
定量分析 その他の複雑なもの	電子線マイクロアナライザによるもの	線分析・マッピング		1試料1測定点につき (3元素以内の測定に限る。)	30,500円
				1測定元素の追加 (同一測定点に限る。)	5,400円
	X線光電子分光分析装置によるもの	簡易測定 (ワイドスキャン)		1試料1測定点につき	22,100円
		状態分析		1試料1測定点につき (3元素以内の測定に限る。)	27,700円
				1測定元素の追加 (同一測定点に限る。)	5,300円
		深さ方向分析		1試料1測定点につき (3元素以内の測定に限る。)	36,400円
			1測定元素の追加 (同一測定点に限る。)	5,300円	
	グロー放電発光分光分析装置によるもの	同		1試料1測定点につき	15,300円
	走査型電子顕微鏡	マッピング	エネルギー分	1試料1測定点につき (3	25,100円

	微鏡によるもの		散型分光器によるもの	元素以内の測定に限る。)	
				1測定元素の追加（同一測定点に限る。）	1,700円
	走査型プローブ顕微鏡によるもの	原子間力顕微鏡による表面観察		1試料1測定点につき	22,600円
		原子間力顕微鏡による表面粗さ観察		同	22,600円
	試験試料の作成	カーボンコーティング		1試料につき	700円
		金コーティング		同	4,100円
		白金コーティング		同	5,500円
		断面作成		同	16,600円
デザイン 調製	グラフィックデザイン			1件4時間につき	10,400円
	プロダクトデザイン			同	15,400円
	商品企画デザイン	3Dプリンターによる試作		1件1時間につき	5,000円
		3Dデータの作成又は修正		同	4,100円
		その他の商品企画デザイン		1件4時間につき	17,700円
機械又は器具の使用	モデル製作工房・工作室の使用		1日につき	3,700円	

(備考)

- 1 「依頼者測定による場合」とは、依頼者の申出により、条例第2条第2号に規定する試験又は分析に係る測定等の一部を依頼者又はその指定する者が行う場合をいう。
- 2 試験、分析又は調製について特別の材料、労力等を必要とするもの及び研究又は調査の手数料の額は、実費相当額とする。
- 3 特に期限を定め急を要するものの手数料又は使用料の額は、表及び2に定める額の2倍の額とする。
- 4 市内に事務所若しくは事業所を有する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者以外の者からの依頼に係る手数料若しくは使用料又は市内に事務所若しくは事業所を有しない者であって、同項各号に掲げる者

以外の者からの依頼に係る膜厚・光学定数測定による皮膜試験に係る手数料の額は、表、2及び3に定める額の1.3倍の額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円に切り上げる。）とする。

- 5 市内に住所を有しない者又は市内に事務所若しくは事業所を有しない個人若しくは法人その他の団体からの依頼に係る手数料（膜厚・光学定数測定による皮膜試験に係るものを除く。）又は使用料の額は、表、2及び3に定める額の1.5倍の額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円に切り上げる。）とする。

水 維 第 4 2 1 号
平成 30 年 10 月 17 日

経済局工業技術支援センター長

水道局給水維持課長

撤去した水道管から検出された錆の分析について（依頼）

水道局では、中期経営計画に掲げる施策目標である「安全で良質な水」の実現のため、水道水の残留塩素の均等化を図り、水質管理を強化しています。

この取り組みの一つとして、老朽化した水道管内の赤錆を黒錆へ還元することで残留塩素消費を抑えることができる装置について、平成 24・25 年度に共同研究を行い、25 年度の全国発表において検証結果を報告しました。

更なる検証のために平成 28 年度から約 1 年半の間、装置を設置しましたが、設置後において残留塩素減少防止効果は確認できませんでした。

そこで、同水道管の継手部分に発生した錆を、装置の上流・下流ともに摘出し、成分分析を行うことで、本装置の効果を確認したいと思います。

つきましては、摘出した 2 つの水道管（撤去管）内の錆について、貴センターへ試験分析を依頼させていただきます。あわせて、横浜市工業技術支援センター条例第 5 条に基づき、手数料・使用料を減免していただきますようお願い申し上げます。

- 1 検査対象物品
水道管（撤去管）内の錆
- 2 依頼試験内容
X線回折装置による定性分析
- 3 検査手数料及び件数
@12,900 円×2 検体
- 4 添付書類
 - (1) 依頼書
 - (2) 手数料・使用料減免申請書

担当：水道局給水維持課給水維持係
佐川、和田

T E L : 045-633-0174